

青森県立青森工業高等学校 生徒会選挙管理規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は生徒会会則第8条2項及び応援団団則第9条に基づき、これを定める。
- 第2条 この規程は生徒会会長（以下、会長と称す。）及び応援団団長（以下、応援団長と称す。）の選挙に適用し、生徒会会員の意志を反映し、円滑な選挙が行われ、生徒会活動及び応援団活動の発展に寄与することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会は生徒会会則第50条の規程に基づき、3学年の各ホームルームから委員を選出し、互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 第4条 選挙管理委員は自ら立候補、または特定の候補者を応援することはできない。
- 第5条 選挙管理委員会は、投票日の20日前までに選挙に関し、次の事項を告示しなければならない。
- (1) 立候補受付期間
 - (2) 投票日・投票場所
 - (3) 立合演説会の日時と場所
- 第6条 選挙管理委員会は、受付締切後速やかに会長、応援団長各々の立候補者全員の氏名を公示する。

第3章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 選挙権は全会員が有する。
- 第8条 被選挙権は2年生及び1年生の会員が有する。

第4章 立候補の届出

- 第9条 会長、応援団長の立候補者は、所定の用紙に応援責任者1名を併記して、別に定める期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第10条 立候補者のない場合は、代議員会が協議・推薦し、立候補者の選出をする。

第5章 選挙運動

- 第11条 選挙運動は立候補届出締切日の翌日から投票日前日までとする。
- 第12条 立候補者は次の選挙運動を行うことができる。
- (1) 選挙管理委員会で定めた選挙ポスターの校内掲示
 - (2) 応援責任者立ち合いのうえ、選挙管理委員会で定めた範囲内での演説
 - (3) 選挙管理委員会で開催する立合演説会
 - (4) その他、選挙管理委員会で定めた方法による選挙運動
- 第13条 選挙運動は品位を保ち、公正に行われなければならない。

第6章 投票及び開票

- 第14条 投票の場所及び時間は選挙管理委員会が定める。
- 第15条 投票は会長、応援団長ともに全会員の無記名記号式とし、得票数が最高の候補者を当選とする。ただし、得票が有効投票数の過半数に達しないときは上位2名で再投票を行う。
- 第16条 選挙は全会員の3分の2以上の有効投票を必要とする。
- 第17条 選挙管理委員長の許可があれば、不在投票を行うことができる。
- 第18条 開票は、投票終了後に選挙管理委員会の指定した場所において、選挙管理委員及び立候補者の応援責任者立ち合いのうえで行う。
- 第19条 開票の結果は直ちに選挙管理委員会によって全校に報告される。
- 第20条 開票の結果、有効得票数が最高の候補者を当選とする。ただし、得票が有効投票総数の2分の1に達しない時は上位2名の候補者について決選投票を行い決定する。